しかし、この臨床試験が正しく行われているかどうかを確認するために、倫理審査委員会(臨床試験の実施を決定する委員会)の人、厚生労働省の人などがあなたのカルテを見ることがあります。これらの人達にも業務上知りえたことに関して秘密を守る義務があります。

また、この臨床試験で得られた情報(検査データ、検査画像を含む)を取りまとめるために、当院以外の機関にあなたの情報を提供します。その際には、あなたを特定できる情報(氏名・住所・電話番号など)は記載しません。取りまとめられた情報を医学雑誌などに発表する場合も、個人が特定できないように配慮されます。

症例報告書などのデータは、この臨床試験の最終試験報告書の作成後、10年間保存し、その後、期間経過以降に廃棄します。データを破棄する場合は、匿名のまま廃棄します。

このように個人情報は厳重に管理されていますので、この臨床試験に参加することにより、あなたやあなたのご家族の個人情報が第三者に漏れる心配はありません。 この同意書に署名されますと、倫理審査委員等によるカルテの閲覧、当院以外の 機関への情報提供および結果の公表について同意して頂いたことになります。

# 9. 研究期間中及び終了後の試料及び資料等の取扱いの方針について

目標の細胞数より多くの細胞が採取できた場合,効果の有無に関連して細胞の生物学的および免疫学的検討を行うために、移植後に余った細胞を凍結保存します。ただし、遺伝子解析は行いません。凍結保存は通常の造血幹細胞の凍結保存法に従って行います。試験のあと、生物学的・免疫学的検討が終了すれば、保存細胞を破棄します。また、患者様からの同意取得後に保存細胞の破棄を求められた場合にも細胞を破棄します。

本臨床研究に参加して下さった皆様の同意に関する記録等は、本臨床試験の最終 成績報告書の提出から10年間は神戸大学整形外科学教室および先端医療センター 内にて保管され、その後機密文書として廃棄されます。

# 10. 臨床試験の費用

細胞移植治療に関連する費用(神戸先端医療センターでの入院費,血液検査,画像 検査,投薬,細胞採取,細胞移植,手術費用など)は研究費より負担いたします。た だし、神戸大学医学部附属病院での検査・治療(術前検査費,術後入院費,検査,リ ハビリ,薬剤等にかかる費用),すなわち細胞移植治療に関連しない費用に関しては自 己負担(健康保険診療)となります。臨床試験参加にあたって必要になった交通費や 食費などの費用に対する支払いは行われません。

また、臨床試験への参加が中止となった場合(「13プロトコル治療の中止について」を参照してください)、以降の費用については通常の保険診療となります。

### 11. 健康被害が発生した場合

この臨床試験に関連して、臨床試験期間中にあなたに何らかの健康被害が起きた際には、先端医療センターあるいは神戸大学付属病院で、医療費の負担なしに適切な治療が受けられます。但し、健康被害に対する補償は致しません。

また、健康被害と臨床試験との因果関係が明らかに否定できる場合、臨床試験中でなくても発生したと考えられる事故による場合、細胞移植の効果が不十分であることによって症状が悪化し治療方法を変える必要がある場合、あなたの故意または重大な過失によって生じた場合などは、臨床試験の中止を決定した時点から通常の保険診療となります(プロトコル治療の中止については「13プロトコル治療の中止について」を参照してください。)。

## 12. この臨床試験への参加意思に影響を与える情報の伝達

臨床試験の参加期間中に、プロトコル治療に関して、あなた(またはその代諾者)の試験参加への意思に影響を与える可能性のある情報等、新たな情報が得られたときには、速やかに担当医師からお知らせします。その際、試験参加を継続するかどうかについてお考えいただき、辞退することもできます。

# 13. プロトコル治療の中止について

あなたがこの臨床試験の参加に同意し、治療が開始された後で担当医師からあなた にプロトコル治療の中止をお願いすることがあります。中止理由には大きく分けて、 患者さま個人の状態に関するものとこの臨床試験全体に関するものがあります。

#### 【患者さま個人の状態に関する中止理由】

- (1) あなたが同意を撤回した場合
- (2) あなたに好ましくない症状が現れプロトコル治療の継続が困難な場合
- (3) お亡くなりになった場合
- (4) 磁気細胞分離装置に不具合が生じプロトコル治療の継続が困難な場合
- (5) 移植細胞が規準を満たさない場合
- (6) プロトコル治療開始後、対象となる患者さまの規準を満たしていないことが判明

#### した場合

- (7) 検査により骨折治療術後経過の不良が認められた場合
- (8) 転院等の理由により、あなたの追跡調査が継続できない場合
- (9) 併用禁止薬・禁止療法が実施された場合
- (10) その他、試験担当医師が治療継続不能と判断した場合

#### 【試験全体に関する中止理由】

(1) 試験治療の安全性に問題があると判断した場合

また、あなたが途中で試験を中止することになった場合には、その後、最善の治療を行います。なお、中止(同意の撤回を除く)した場合、その後の経過観察については継続して行います。

### 14. 自由意思による参加について

この研究に参加するかしないかは、あなたの自由な意思で決めることができます。 信頼している人に相談されるなどし、よくお考えの上、ご自分の意思で決めてください。たとえ研究への参加をお断りになっても、その後の診療において何ら不利益を受けることはありません。

# 15. 同意の撤回について

いったんこの臨床試験への参加に同意された後でも、いつでも同意を撤回することができるます。万一同意を撤回されても、不利な扱いを受けることはありません。

# 16. 試験期間中あなたに守っていただきたい事項

この臨床試験に参加することに同意された場合は、試験期間中、次の事項を守って下さい。

- (1) できるだけ予定されているスケジュールを守って来院してください。来院できない場合には、すみやかに担当医師にお伝え下さい。
- (2) 他の病気などで担当医師以外の治療を受けている場合、そのことを必ず担当医師に伝えて下さい。また、他の医師に処方された薬や、薬局等で購入した薬を服用されている場合もお知らせ下さい。
- (3) 試験期間中、風邪などで他の医師にかかる場合、できるだけ事前に担当医師にご相談下さい。
- (4) 妊娠中, 授乳中, 妊娠している可能性のある方は, この臨床試験に参加できませ

ん。また、この臨床試験に参加している間は、妊娠しないように注意して下さい。 (5) 各種検査・処置を受けていただく際には指示を守ってください。

なお、上記の内容を守って頂けない場合は、担当医師から試験治療の中止をお願い する場合があります。

## 17. 試験結果の取り扱い

この臨床試験結果を個々の患者さまにお知らせすることはありませんが、担当医師 に申し出ていただければお知らせいたします。

この臨床試験の結果により何らかの新たな知見が得られることがあります。その際に生じる特許、その他知的財産に関する権利(特許権)は、提供されたデータに対してではなく、研究者達が研究やその成果の応用を行うことによって生まれた新しいアイデアに対するものです。ですから、特許権の発生により経済的利益が生じても、あなたはその権利を主張できません。この臨床試験の結果によって生じる特許、その他知的財産に関する権利は、この臨床試験に参加した医療機関または試験担当医師に帰属します。

# 18. 研究成果の公表

研究成果が学術目的のために公表されることがありますが、その場合もあなたの個 人情報の秘密は厳重に守られ、第三者には絶対にわからないように配慮されます。

データの公表についてもあなたの同意が必要ですが、この同意書によって、あなた の同意が得られたことになります。

# 19. 研究計画書等の開示について

この研究の実施計画書の閲覧を希望される方は遠慮なくお申し出ください。

# 20. 研究結果の開示について

この研究において得られた結果について、ご希望があれば開示いたします。